

優良自動車運送事業者表彰審査基準

○対象事業者

近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく許可又は認可を受けて事業を営んでいる者。

○審査基準

1. 許可又は認可を受けてから3年以上事業を継続している事業者であること。
2. 公示基準に定める車両数を保有していること。
3. 第一当事者として、自動車事故報告規則第2条(1)、(2)及び(3)に該当する事故を1年間惹起していないこと。
4. 基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと(行政処分の原因となる事実が確認された場合を含む)。
5. 道路運送法のみならず関係法令等(本省通達により示された指針等を含む)の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
6. 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出(変更届出)がなされていること。
その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。
また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。
7. 貨物自動車運送事業者にあつては、近畿管内において、貨物自動車運送適正化事業実施機関により、輸送の安全確保に努めていると、評価を受けていること(貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の認定を受けていること)。
8. 良質な輸送サービスを提供していること(基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が解決していると認められること)。
9. 基準日前1年以内において、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。
10. 原則として各団体・協会の推薦を受けたものであること。

審査の基準日は、平成27年3月31日とする。

ただし、事業者は、審査基準日以降表彰日までの間においても、審査基準を満たしていなければならないものとする。

別 表

<社会的貢献の項目>

審査基準9の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

- ① 以下に掲げる区分に従い、いずれかの低公害車を規定する台数以上導入していること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。(2回目以降の導入車両数も同数とする。)

- | | | |
|------------|---|--------------|
| ア. バス事業者 | 電気自動車 (PHV車含む)、ハイブリッド自動車、
CNG自動車 | 1台以上 |
| イ. タクシー事業者 | 電気自動車 (PHV車含む)
ハイブリッド自動車
導入車両数比率 (導入車両数÷保有車数) が10%以上
(2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回の導入率より10%以上上昇していること。) | 1台以上 |
| ウ. トラック事業者 | 電気自動車 (PHV車含む)、ハイブリッド自動車、
大型CNG自動車
CNG車
ただし、CNG車については、導入の結果、低公害車の
導入比率が向上する場合に限る。 | 1台以上
3台以上 |

- ② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム (EMS) を導入していること。
デジタル式運行記録計の装着は、乗合旅客自動車運送事業者及び貸切旅客自動車運送事業者並びに乗用旅客自動車運送事業者については、導入車両数比率 (導入車両数÷保有車数) が50%以上貨物自動車運送事業者については、全車両に装着すること。
なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。
- ③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO₂を削減するために、近畿管内の全営業所を対象に、CO₂の削減計画を策定し、5年間でエネルギー消費原単位の5%を超える削減していること。
エネルギー消費原単位とは、改正省エネ法に規定するエネルギー消費量÷輸送キロ (輸送トンキロ) とする (2回目以降も同様とする。)
- ④ ISO14001を新規に取得していること。
- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を新規に取得していること。
- ⑥ 福祉対策、安全・環境対策、物流効率化・適正取引、公共交通の確保維持・利便性向上・利用促進に資する事業 (交通に関するもの) 等であって、国、自治体、公益法人等、大学が行う実証実験等に参画していること (ただし、企画の段階から参画していると認められるものに限る。)

⑦ 以下の区分に従い、福祉対応型車両の導入について、いずれかの要件を満たしていること。

ア. 乗合バス ノンステップバスの導入率70%以上又は車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスの導入率が25%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上上昇していること。）。

イ. 貸切バス 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるものであること。

ウ. 福祉タクシー（寝台自動車を除く）

車椅子又は寝台のまま乗車できるものであって、車椅子専用車、車椅子・寝台兼用車は年度に導入が1台以上、回転シート車については、その導入率が30%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上、上昇していること。）。

ただし、事業許可を「福祉車両限定」で受けている者を除く。

⑧ 交通に関連した福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰（感謝状を含む。）を受けていること。

⑨ 交通に関連した地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰（安全運転管理者等の永年勤続的なものを除く）（感謝状を含む。）を受けていること。

⑩ その他新規サービス・先進的取組等により社会的貢献が顕著であると認められること。